

目次

食品表示

以下は平成26年現在の情報です。

食品表示

付属文書1

食品法（1980年第二十六号）

食品（包装用材料および物品）規定（2010年）

食品諮問委員会との協議の上で食品法（1980年第二十六号）第32節に基づき保健大臣により策定された規定

MAITHRIPALA SIRISENA,

保健大臣

保健省

コロンボ

2010年6月9日

規定

- 本規定は食品（包装用材料および物品）規定（2010年）としての言及が可能であり、2011年7月1日から発効する。
- ○ (1)何人も通常のかつ予見可能な条件で以下の状態にある包装用材料または物品の輸入、製造、輸送、販売用広告、販売用陳列、販売、包装、貯蔵、使用、または配達をしてはならない。
 - (a)ヒトの健康に有害である
 - (b)感知食品の官能面での特徴を損なう、または
 - (c)食品の性質、物質、および品質を変化させる
- ○ (2)食品包装への使用が意図される材料または物品を製造または輸入する者はすべて、当該材料または物品上に以下の事柄を印刷しなければならない
 - (a)「食品用途」との語、または関連する語、あるいは一覧表IIに示される指定記号
 - (b)その使用について守るべき特別条件
 - (c)製造者の名称および住所または登録商標
- ○ (3)食品包装への使用が意図される材料または物品を製造または輸入する者においては、包装用材料または物品の製造に使用する原材料が、国際基準に従って要求される品質または等級を満たしており、当該用材料または物品が食品等級の品質であるという旨の製造者による認定を取得したものでなければならない。
- ○ (4)プラスチックのラミネートが食品包装に用いられる場合、接着剤およびインクなどラミネートの全成分は国際基準に従って要求される食品等級の品質であるとの認定が、各成分の製造者により取得されていなければならない。
- ○ (1)何人も以下に該当する食品の輸入、製造、調製、販売用広告、販売用陳列、販売、包装、使用、配達、または供給をしてはならない。
 - (a)包装用材料または物品からの浸出液の検査結果が本一覧表IIに定められたパラメーターを満たす場合を除き、ホウロウ引きのまたは施釉の陶磁器で製作された包装用材料または物品が、鉛、アンチモン、ヒ素、カドミウム、または他の毒性物質を、耐酸性でない当該材料または物品で調製、パ

ック詰め、貯蔵、配達、または陳列された食品に移行させることができる場合

- (b)食品が1 mg/kgを超える塩化ビニルモノマーを含有するポリ塩化ビニル製の、硬質または半硬質の包装材料または包装物品あるいは液体用容器で、パック詰め、貯蔵、配達、または販売用に陳列された場合
 - (c)食品が0.05 mg/kgを超える塩化ビニルモノマーを含有する場合
 - (d)食品が破損した包装または容器でパック詰め、貯蔵、配達、または販売用に陳列された場合
 - (2)本規制の段落(1)副段落(d)の目的のため、「破損した」との語には以下の事柄が含まれる。
 - (a)包装または容器の完全さ、あるいは製品の健全性、もしくは双方に影響する欠けまたは歪み
 - (b)穿孔または腐食あるいは漏出、もしくはこれらの組み合わせ。
 - 何人も以下の物物を使用するまたは使用させる、あるいは以下の物物の使用を容認してはならない。
 - (a)新鮮さを保持する目的で生鮮果実には塗られる塩化ビニルプラスチックのコーティング
 - (b)販売用食品の包装、貯蔵、配達、または陳列のための容器としての、アクリロニトリルプラスチック製の、またはアクリロニトリルプラスチックを含有する、瓶、箱、または他の容器
 - ○ (1)何人も食品の調整、包装、貯蔵、配達、または販売用陳列のために、以下の物物を使用し、または使用させ、あるいは使用を容認してはならない。
 - (a)非食品のために用いられたことがある、または非食品のために意図された、器具、容器または液体用容器に入れられた食品
 - (b) 他目的のために以前用いられたことのある袋に入れられた砂糖または穀物粉
 - (c)他目的のために以前用いられたことのある、瓶、または金属容器に入れられた食用脂または食用油。しかし、食用脂および食用油の貯蔵のために用いられるサイロおよびタンカーは、これら容器から除外される。
 - (d)食品が食品等級の材料で出来た別の包装材に包まれている場合を除き、他目的のために以前用いられたことのあるプラスチック容器に入れられた食品。
 - (e)他の食品のために以前用いられたことのある粗布袋またはポリエステル製袋に入れられた米
 - (f)他の目的のために以前用いられたことのある、大きさが18リットル以上の容器に入れられた瓶入り飲料水
 - (g)再生プラスチック製の包装材、器具、容器、または液体用容器に入れられた食品
 - (2)野菜の貯蔵または包装のために以前用いられたことのある箱または木箱は、果実の包装又は貯蔵のために用いることができ、その逆もまた可。
 - 本規定の5の目的のため、食品を入れる包装用材料または物品が、他の食品に関連する記号または表示を有する場合、本包装用材料または物品は、当該記号または表示により示される特定の食品のために用いられたことがあるとみなされる。
 - ○ (1)何人も販売用に陳列された食品、または販売用に陳列された食品の包装内に、玩具、硬貨、または他の物品を配置してはならない。しかし、何人も以下の場合には、当該食品とともに、または当該食品包装内に以下の物品を配置することができる。
 - (a)消費に供される食品の推奨量を測定するための物品、ただし当該物品は消毒されていなければならない。
 - (b)透明で中が見えろ包装材に封入されている表示、ただし、その表示は直接消費に供される食品に直接接ししない、または接する可能性がないような方式で包装材の内部に完全に遮蔽されていなければならない。
 - (c)酸素吸収を目的とする還元鉄粉の小袋
 - (2)本規定の7段落(1)副段落(c)に定められる還元鉄粉は、本酸素吸収材が食品へと混入、汚染、または移行しないような小袋に封入されていなければならない。
 - (3)還元鉄粉の小袋が食品と直接接する場合、本小袋自体およびその表示は、食品への混入、汚染、または移行が生じない材料で作成されていなければならない。
 - (4)還元鉄粉の小袋は本規定の一覧表IIIに定められた1つ以上の品目を含有することができる。
 - (5)還元鉄粉の小袋には「酸素吸収剤」、または同一あるいは類似の効果をも有する語が表示されていなければならない、その語に続いて「中身を食べないこと」および「鉄粉含有」の語が表示されていなければならない。
- 食品の包装および貯蔵業に従事する者はすべて、2005年1月19日の特別官報第1376号/9で公表された食品法（1980年第二十六号）のもとに策定された食品（表示および広告）規定（2005年）およびその策定後の修正または差し替えに準拠して表示された包装または容器以外には、食品を包装または貯蔵してはならないものとする。
- 1993年10月14日の特別官報第788号/7で公表された食品法（1980年第二十六号）のもとに策定された食品（表示および雑則）規定（1993年）は、当該規定の25（修正）により、ここに修正される。
- 本規定では、文脈から他の意味に解すべき場合を除き、「包装用材料または物品」にはすべての包装、器具、容器、または液体用容器が含まれる。

一覧表I

本規定の2(2)

一覧表II

本規定の3(1)a)

包装のための検査

(A) 食品の貯蔵に用いられる包装、器具、容器、および液体用容器のための検査

1. 準備

検査物品である陶磁器は、洗剤を含有する水で洗浄されて、清浄水ですすがなければならない。検査される表面にはそれ以降触れてはならない。洗浄された陶磁器に残った水はすべて、酢酸4%v/v水溶液から成る溶出液ですすぐことにより、除かれなければならない。

2. 検査

本陶磁器は、室温で、陶磁器の最大容積まで溶出液により満たされなければならない。陶磁器は、混入を最小化するために覆われなければならない。室温で24時間放置されなければならない。24時間後、溶出液は十分に攪拌され、分析用に一部が採取されなければならない。採取された浸出液は、ppmで表される以下の最大量を超えて、アンチモン (Sb)、ヒ素 (As)、カドミウム (Cd)、または鉛 (Pb) を含有してはならない。

Sb: 0.2、As: 0.2、Cd: 0.2、Pb: 0.2

(B) 加熱調理に用いられる包装、器具、容器、および液体用容器のための検査

1. 準備

上記(A)と同様。

2. 検査

陶磁器はその後、1200℃まで加熱され、その有効容積の2/3まで沸騰溶出液（酢酸4%v/v水溶液）により満たされなければならない。液体用容器は、容器自体の蓋がある場合にはその蓋で覆われなければならない。溶出液は2時間弱火で沸騰され続けなければならない。溶出液は、接触面積が減少しないよう定期的に追加されなければならない。液体用容器はその後室温で22時間放置されなければならない。22時間後、溶出液の容積は、液体用容器の有効容積の2/3まで復されなければならない。十分な攪拌後、分析のために溶出液の一部が採取されなければならない。採取された浸出液は、ppmで表される以下の最大量を超えて、アンチモン (Sb)、ヒ素 (As)、カドミウム (Cd)、または鉛 (Pb) を含有してはならない。

Sb: 0.7、As: 0.7、Cd: 0.7、Pb: 0.7

一覧表III

本規定の7(4)

還元鉄粉の小袋の内容

(a)塩化カルシウム

(b)水酸化カルシウム

(c)活性炭

(d)石膏

(e)酸化鉄

(f)水酸化マグネシウム

(g)ステアリン酸マグネシウム

(h)パーライト

(i)食塩

(j)タルク

(k)ゼオライト

(出典FCAU/保健省-2006年8月3日の政府特別官報第1456号/22)

付属文書2

食品（遺伝子組換え食品の輸入、表示、および販売の管理）規定

食品諮問委員会との協議の上で食品法（1980年第二十六号）第32節に基づき保健栄養大臣により策定された規定

NIMAL SIRIPALA DE SILVA,

保健栄養大臣

コロンボ

2006年8月2日

規定

- 本規定は、食品（遺伝子組換え食品の輸入、表示、および販売の管理）規定（2006年）として言及されることが可能であり、2007年1月1日より発効する。
- 何人も以下の物品の輸入、貯蔵、輸送、流通、販売、または販売の申し出をしてはならない。
 - (a)ヒトの消費に供する食品としての遺伝子組換え生物
 - (b)遺伝子組換え生物を含有する、または遺伝子組換え生物から成る食品
 - (c)遺伝子組換え生物から生産された、または遺伝子組換え生物から生産された材料を含有する食品

以上のもので、食品局長（以下「当局」という）の認可を得ていないもの

- 本規定の2に定められる通り、食品の調整に用いられる食品または材料は、以下であってはならない。
 - (a)消費者の健康に有害である
 - (b)消費者が通常消費する食品または食品材料の栄養価と一致せず、栄養的に異なって消費者の不利益となる
- 本規定の2に定められる通り、当該食品または食品の調整に用いられる当該材料の輸入、貯蔵、販売、または販売の申し出を意図する者（以下「申請者」という）はすべて、本一覧表に定められる書式で当局に申請書を提出しなければならない。
 - (1)本規定の4に定められる申請書は以下でなければならない。
 - (a)実施された試験の写しなどの必要情報を含んでいる。
 - (b)デオキシリボ核酸（DNA）および蛋白に行われた修飾、処理過程、これらの製品が販売されている国、ならびに当該食品または食品の調整に用いられた当該材料が、本規定の3に定められた基準に準拠していることを明らかにするために入手可能な他の資料を含んでいる。
 - (c)提出および表示の方法が本規定の11の要件に準拠している。
 - (2)本規定の4に定められる申請書には、当該食品または食品の調整に用いられた当該材料に関連し、容易に理解できる方法で編集された情報が添付されていなければならない。
- 当局は、申請書を受領したことを、受領から15日以内に書面で通知するものとする。通知には申請書受領日の記載が含まれる。当局は科学的リスク評価のため、食品諮問委員会（以下「FAC」という）の推薦により当局が委員を任命した技術評価委員会（以下「TEC」という）に、申請書を直ちに提出するものとする。
- 申請書に提示された情報にTECが満足する場合、TECが申請書を受領した日から3ヶ月以内に、TECから科学的リスク評価報告が発表されるものとする。TECは申請者に対し、申請を支持する補足情報を提供するように要求することができる。当該情報は、本要求の受領日から3ヶ月以内に提供されなければならない。申請者が口頭または書面による説明を提供するまでは、報告準備期間である3ヶ月間は適用されない。

- 当局は、当局がFACとの協議の上で時折決定する手数料および評価料を申請者に課すものとし、この料金は払い戻しされない。
- 当局は、TECの報告書をFACに送付し、FACの勧告に基づく決定を申請者に通知する。
- 本規定に沿って申請が承認され、許可が与えられた場合、申請者は、製品の適切なラベルのもとに製品を市販することが許可される。
- 遺伝子組換え食品、または食品の調整に用いられる遺伝子組換え食品材料の、容器表示または容器に添付される表示には、当該食品または食品調整に用いられた当該材料、あるいは加工助剤の名称と併せ、表示または容器の大きさに無関係に、「遺伝子組換え」の記載が含まれていなければならない。

例1：単一の遺伝子組換え材料の場合：「大豆粉－遺伝子組換え」または「大豆粉－遺伝子組換え大豆から」

例2：遺伝子組換え材料など複数の材料の場合：「原材料：大豆たん白（遺伝子組換え）、マルトデキストリン、植物油、乳化剤（INS 471）」

- 小売りのため遺伝子組換え食品が包装されずに陳列される場合、情報が食品に添付されているならば、本規定の11で要求された情報は十分に表示されているとみなされる。
- 百分の零点五（0.5%）未満の遺伝子組換え生物を含有するまたは有する食品については、本規定の要件が免除される。
当該遺伝子組換え生物の存在が技術的に不可避であるとみなされる場合は、当該生物は科学的リスク評価の対象となっており、安全であるとみなされる。
- - (i)新規情報、または既存情報の再評価により、本規定に従って承認された食品または遺伝子組換え食品の使用がヒトの健康を脅かすと判明する場合、当局は直ちに当該食品の販売を一時停止するものとする。
 - (ii)当局は、当該食品の輸入、貯蔵、輸送、流通、または販売の承認申請書を提出した者に、場合によっては当該製品を市場から回収するよう命じ、本提出者は直ちにこの命令に従わなければならない。
- 申請却下の場合、申請者は本却下から1ヶ月以内に、申請を支持する追加情報とともに当局に対し再申請を行うことができる。
- 本規定の15に従って受理される再申請は、当局によりTECへと委託される。TECは再申請の受理から30就業日以内に報告書を作成し、本報告書は再申請の更なる検討のためにFACへと送付される。
- 当該の食品、または食品の調整に用いられる材料に関し、再申請は単一回行われるものとする。当局は、同一の食品または材料に関して二回以上の再申請は受理しない。
- FACは、TECの決定を受理してから1ヶ月以内にFACの回答を当局へ通知し、当局はFACの決定を申請者へと通知して決定理由を述べる。FACの決定は最終的なものである。
- 本規定の17の定めにかかわらず、同一の当該食品、または食品の調整に用いられる材料に関し、申請者は本規定の4に沿って新規申請を行うことができる。

一覧表

保健長官

(食品局長)

遺伝子組換え食品／遺伝子組換えに関連する食品材料または原料の輸入許可申請書

私/私たちは、遺伝子組換え食品の輸入／遺伝子組換え食品の輸入および販売／食品材料としてのまたは調製・加工・製造用の遺伝子組換え物質の輸入と遺伝子組換え食品の販売を希望し、これらの詳細については本規定の4.1で要求される通り以下に提示します。

- 申請者の名称と住所、および当該団体／貿易に関する他の関連情報
- 輸入を意図する食品または食品材料の説明および規格
- 食品の生産／製造方法の詳細な説明
- 宿主生物または食品の詳細な説明
- ドナー生物の説明
- 製品における、栄養素、毒物、またはアレルギー反応などの変化に関する情報
- 実施された試験の写し、および食品の安全性を明らかにするための入手可能な他の資料
- 当該食品は従来型の食品と異ならないとの事実を実証するデータである分析報告による支持
- 必要な場合、当該製品から生産された食品の使用および取扱いの特定条件など、市販のための条件
- 検体抽出および同定など、発生した形質転換の検出方法。当該食品／当該物質から生産された食品において、発生した形質転換の検出および同定のために適用できる方法
- 遺伝子組み換え食品およびその管理のため提供される検体

- 他の国または国々における、同一の／一致する食品の承認および販売に関する記録
- 市販後の監視計画案
- 申請に関連して評価過程を容易にし促進するための他の資料

1. 不適切な用語は削除せよ

ここに、提示した情報が知る限りにおいて真実かつ正確であることを確認し、また、提示した情報が、科学的調査により提供される新たな情報に照らして不正確であるまたは修正を要することが後に判明した場合は、直ちに食品局長に通知することを確認します。同様に、申請に関連する詳細情報をすべて提供することを誓約し、食品局長から命じられるときはその都度、関連製品を提供することを誓約します。さらに、承認が得られた際は、当該製品の輸入、製造／加工、包装、表示、貯蔵、輸送、および販売に関し、食品局長により規定されたすべての条件を遵守することを誓約します。

申請者の署名

日付：……………

注：申請者は、上記で命じられるすべての詳細情報を提供することが要求される。申請書に添付される記録または資料それぞれの欄には、参考文献の記載がなされなければならない。特別の理由があって申請者が特定の問題に関して情報提供することができない場合は、申請者は、情報提供することができない理由を説明しなければならない。